

ロス対策士の皆さん

今回は、最近とみに注目が集まっているセルフレジの不正の手口を取り上げています。
(セルフレジシリーズ全 5 回の 4 回目です)

自分でお読みになるのは勿論、万防機構のホームページからファイルをダウンロードして
同僚や友人の方々にお渡しいただくなどしていただければ、嬉しいです。

ロス対策士コミュニティのお知らせ

フェイスブックに「ロス対策士コミュニティ」を設けました。フェイスブックのアカウント
をお持ちの方は、是非ご参加ください。

<https://www.facebook.com/groups/919653045344673>

第四回 セルフレジ不正の手口

セルフレジを悪用しての不正の手口はさまざまです。有人レジに比べるとはるかに買物
客による作業が多いため、当然ながら不正の機会は多く存在します。一方で悪意もなく恣意
的ではないセルフレジの操作ミスも存在します。その識別はなかなか困難な部分があるこ
とは言うまでもありません。

実際に犯罪として立件された(ネットニュースに取り上げられた)事例を見てみましょう。

- ・福岡県警門司署は北九州市立中学校の教員の男(62)を窃盗容疑で現行犯逮捕したと発表した。男性は、
スーパーの「セルフレジ」で一部の商品だけを精算し、店を出たところで保安員に現行犯逮捕された。
窃取したのは、チューハイやウイスキーなど 6 点(1223 円相当)の商品。警察の調べに対し、「ピット
という音を聞いて、レジを通ったと思っていた」と容疑を否認した。しかし、調べが進むと容疑を認め、前
日と前々日にも同様の手口で商品を盗んでいたことも判明。男性教員は不起訴となったが、3 月に懲戒
免職された。
- ・宮城県塩釜市に住む女性 A さん。コンビニのセルフレジで不正な行為により商品を盗もうと考えました。
カゴに入れた商品すべてのバーコードを読み取ったかのように装い、実は一部の商品のバーコードを読
み取らずに買い物袋に入れ、そのまま店を後にしました。売上金額と商品の数が合わないことから、
店側と警察が防犯カメラを調べたところ、女性客が一部の商品のバーコードを読み取らせていない様子
が映っていました。さらなる捜査の結果、その女性客が A さんであることも判明。A さんは、宮城県塩
釜警察署の警察官によって逮捕されました。
- ・埼玉県警の警察官が商品をセルフレジを悪用して盗んだとしたとして減給 3 か月の懲戒処分を受けまし

た。警察によりますと、処分を受けたのは草加警察署の地域課で勤務していた 40 代の男性警部補で、さいたま市のスーパーでおよそ 300 円のゼリーを不正に窃取したということです。警部補は、レジの作業や支払いを客自ら行うセルフレジに食料品を持ち込み、およそ 3000 円を支払いましたが、このときゼリーのバーコードだけ読み込まずにバッグに入れていたということです。警部補は、過去にもこの店舗のセルフレジで同じような不正行為をしたとして注意を受けたことがあり、店が警戒していたということです。当時は勤務時間外で、警部補は警察の調べに「不正をした事実は間違いない」と話し、反省の言葉を口にしていたということです。懲戒処分を受けて、警部補は依願退職しました。

- ・米俳優のアダム・ワイリー（39）が、スーパーマーケットで万引をした疑いで逮捕された。アダムはカリフォルニア州バーバンクにあるスーパーマーケット・チェーンのターゲットで、セルフレジで購入しようとした沢山の健康・美容用品のうちのいくつかをスキャンしなかったのを目撃され、警備員に呼び止められたという。TMZ. comによると、店の外で声をかけられたアダムは店内に連れ戻され、108ドル（約1万6000円）相当の商品を盗んだとされ、現地の警察に窃盗で逮捕された後、釈放された。

上記の例のように一般的な手口は商品のバーコードを読ませないということです。その方法もひとつだけではありません。これからその手口についてひとつひとつ説明していきます。

① スキャン飛ばし

- ・スキャナーを通さずに（バーコードをスキャナーからずらして、その横を移動させるなど）スキャンしたふりをする。
- ・バーコードを手や他のもので隠すか、バーコードのない面をスキャナーの前に通し、スキャンしたふりをする。
- ・小型の商品を手にもつ持ち、一つだけスキャンして一緒に袋に入れる。

この場合、先のふたつの事例ではスキャンの音がしません。しかし、多数のセルフレジが作動しているときに、店舗のサービス担当者が、ひとつひとつのスキャン音を確認するのは大変難しいことです。また、バーコードをスキャンしたはずだと強弁されると、その主張を覆すのはそう簡単なことではありません。

② カート下の商品残し

- ・ショッピングカートの下段に置いた商品をスキャンしない。

単純に買物客が忘れていたのかもしれない、恣意的な行為であっても、「うっかりしていた」といわれれば、過去に同様の手口で不正を行っていたことを画像で持っているといったこ

とでない限り、それ以上の追及は難しいです。もちろん、これは有人レジでもレジ担当が見落とす可能性があり、それも故意なのかどうかもわかりません。

③ バーコード偽装

- ・商品のバーコードの上に、異なる商品（もしくはあらかじめ用意したバーコード）を重ねてスキャンする（高額の商品をより安価なバーコードで登録する）。
- ・6缶パックのバーコードではなく、缶のバーコードをスキャンする。
- ・値下げシールを貼りかえる。

スキャン飛ばしとの違いは、スキャン音が鳴るという点です。しかし、スキャンした商品と、実際に通過した商品が異なるわけです。6缶パックのバーコードでは、その可能性がないわけではありませんが、それ以外は偶然起きることは非常にまれです。つまり多くの場合、明らかに犯行を意図していたといえます。特に異なる商品を重ねたり、あらかじめ用意したバーコードを使用している場合は、犯人にとって申し開きはできないともいえます。

④ 未精算退店

- ・スキャンするが精算せずにすべて持ち去る。

すべての商品が登録されているために、セルフレジサービス担当は不正の疑いがないと油断していると、この手口を見逃す恐れがあります。商品スキャンをレジ担当がして、お客が支払い精算をするタイプのいわゆるセミセルフでの同様の犯行の例は多くあります。「かご抜け」などと呼ぶこともあります。他の不正に比べて被害額が大きく看過できないものです。サービス係がいるフルセルフレジに比べるとセミセルフレジの方が犯行はしやすいといえるでしょう。ただし、セミセルフレジでは、比較的長い時間レジ担当に顔を見られている点が異なります。

犯人にとって、レジ精算の場所から出口までの経路によっては逃走の難易度が異なります。原則としては、出入口は少なくし、可能であれば入口と出口を別に設けることが望ましいでしょう。もちろんお客にとっての利便性を損なわない程度にということをお忘れではありません。

⑤ 未精算商品の持ち去り

- ・店内カゴに残った未精算の商品を精算後の商品と一緒に持ち去る。
- ・未精算の商品を入れたマイバッグ（エコバッグ）をセットし、重量センサーを欺く。

バッグをセットした段階で重量センサーは、バッグに何かが入っているかどうかを識別できません。あくまでも商品のスキャンデータと、次にその商品がバッグに入れられたとき

の重量の変化データがバーコードスキャンと対になったことを確認するだけであるために、このような手口が成り立つわけです。

⑥ プリセットキー操作不正

- ・プリセットキーで実際よりも少ない数量を登録する。
- ・プリセットキーで実際の商品よりも安いものを選択する。

プリセットキーとは、バーコードのない商品を登録するためのもので、用意された商品キーと数量を押すことで登録されるものです。ほとんどの商品にはバーコードがありますが、1 本（個）単位で販売することのある野菜や果物（例えば、きゅうり、たまねぎ、ニンジン、りんご、なしなど）にはバーコードがないので、これらにはプリセットキーはよく使用されます。アメリカでは、デリカテッセンなどを中心に量り売りするものがあり、セルフレジでその重さを計ることで登録精算する場合があります。量り売り商品の中では安価なバナナが不正に利用されることがあるので「バナナトリック」などと呼ばれることがあります。

これらの手口は、法的には窃盗だけではなく、一部は詐欺罪が適用されます。詐欺罪には罰金刑がなく、それにより窃盗罪よりも重罪とされていることがわかります。レジ不正に関係する法律用語は次の表に示しています。

詐欺罪	刑法第 2 4 6 条	人を欺いて財物を交付させた者は、1 0 年以下の懲役に処する。前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする
窃盗罪	刑法第 2 3 5 条	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、1 0 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。万引き・窃盗罪とは 窃盗罪は、他人が持っている物を、故意に、その人の意思に反して、盗る犯罪です。

これまで説明したものは、固定された場所にあるフルセルフレジについてのものです。一方で最近増えつつある端末付きのカート（スマートカート）やスマートフォンのアプリを利用して商品スキャンを売場で行うタイプのものにおける不正行為は別に考える必要があります。（このタイプをモバイルレジと呼ぶことにします。）

つまりモバイルレジではスキャンをしたかしないかを売場で確認することはほぼできません。また商品をかご（カート）に入れた時点でスキャン登録をしなかったとしても、それを犯罪行為と決めつけることはできません。なぜなら最終的にレジを通過する前に商品をスキャンするのかもしれないからです。

1	スキャンしたフリをする	「スキャン飛ばし」	窃盗
2	カート下の商品のスキャン漏れ	「カート下の商品残し」	窃盗
3	バーコードや値下シールの貼りかえ	「バーコード偽装」	器物損壊/電子計算機使用詐欺または窃盗
4	未精算で退店する	「未精算退店」	窃盗
5	カゴに商品を入れて持ち去る	「カゴ抜け」	窃盗
6	レジ不正操作	「取消し」レジ担当者が精算・スキャンした商品の取消し操作を行い、商品・現金を盗む	窃盗
		「返金」レジ担当がお客のいない時でも返金処理をして現金を盗む	電子計算機使用詐欺

7	犯罪の構成要件	犯罪としての成立について	
	①犯意の有無	犯意があった行為か？否か？	レジでスキャンできていると思った、うっかり忘れた
	②実行行為の有無	犯罪に該当する行為が行われたから？否か？	値段の安いバーコードを持っていたが、貼りかえ行為はなかった
	③実害の有無	店舗側に被害が発生したか？否か？など	

* 未必の故意：実害の発生を意図するものではないが、自分の行為として実害が発生しても構わないという行為の心理状態を指し、刑事裁判上では故意があるものとして裁かれる。

万引は商品を隠匿して支払いをせずに店舗を出る行為です。万引は、売場で商品をバッグやポケットに入れた時点、つまり隠匿した時点で犯罪は成立します。しかし、現実には売場から店外に出た時点で逮捕することがほとんどです。

現時点でモバイルレジの専用レジには異なるタイプがあります。既にモバイルレジシステムの中で精算が完了しており、人間がサンプリングチェックをするだけのもの、同様にモバイルレジシステムの中で精算が完了しており、モバイルレジ端末（スマートフォン）に精算完了のQRコードを専用レジにあるスキャナーに読ませるもの、商品のスキャン登録のみをモバイルレジで行い、最終的な精算は、専用レジ（もしくはフルセルフレジ）で行うものです。モバイルレジにおける不正行為は、スキャン登録済みの商品の中にスキャンしなかった商品を忍ばせて、専用レジを通過しようと企図するものが大半です。

今回は、このような不正を防ぐ手立て、対策について説明します。